

別表第 8 の在職年数について

基礎となる免許状の最低在職年数 3 年（A）に加え、受けようとする免許状に関わる学校の教員として
良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数（B）があるとき

※Bについては平成 2 8 年 4 月 1 日以降の在職年数に限る

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状（基礎免許状）	有する免許状に係る勤務年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数						合計単位数
				教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目		
					教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
					各教科の指導法	道徳の指導法			保育内容の指導法	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	2		5	1		1		7
			1		7	1		2		10
			0		10	1		2		13
	中学校教諭普通免許状	3	2		5			1		6
			1		7			2		9
			0		10			2		12
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	3	5	1			1		7
			2	5	1			2		8
			1	7	2			2		11
			0	10	2			2		14
	高等学校教諭普通免許状	3	2		1	1		1	2	5
			1		1	1		1	3	6
0		2	1		2	4	9			
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	3	2		1			1	4	6
			1		1			2	6	9
			0		2			2	8	12
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	1				3		3	
			0				6		6	

受けようとする免許状の種類	勤務年数の対象となる学校
幼稚園教諭二種免許状	イ 幼稚園 ロ 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園
小学校教諭二種免許状	イ 小学校 ロ 学校教育施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校（中学校併設型小学校） ハ 義務教育学校 ニ 特別支援学校の小学部
中学校教諭二種免許状	イ 学校教育施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校（小学校併設型中学校） ロ 中学校 ハ 義務教育学校 ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校（併設型中高一貫型高等学校） ホ 中等教育学校 ヘ 特別支援学校の中学部
高等学校教諭一種免許状	イ 学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（併設型中高一貫型中学校） ロ 高等学校 ハ 中等教育学校 ニ 特別支援学校の高等部

【修得する単位について】

1. 基礎免許状を取得後に、(短期) 大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得すること。
2. **小学校教諭二種免許状を取得する場合**
 - ①「各教科の指導法」の履修方法については、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち、以下の通り修得すること。
 - ・ 5 単位の場合…最低 3 科目以上の単位を修得すること。
 - ・ 7 単位の場合…最低 4 単位以上の単位を修得すること。
 - ・ 幼稚園教諭普通免許状を所持している場合は、生活以外の科目の単位を修得すること。
 - ・ 中学校教諭普通免許状を取得している場合は、当該教科以外の科目の単位を修得すること。
 - ②「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、最低修得単位数に限らず、全ての事項を含むこと。
3. **中学校教諭二種免許状を取得する場合**
 - ①小学校教諭普通免許状を基礎とする場合、「教科に関する科目」の履修方法については、受けようとする免許教科ごとに単位を修得するものとし、各科目について、それぞれ一般的包括的内容を含んで 1 単位以上修得すること。
 - ②「各教科の指導法」については、受けようとする免許教科について修得すること。
 - ③高等学校教諭普通免許状を基礎免許として、「国語」「社会」「理科」「美術」「技術」の中学校教諭二種免許状を取得する場合、「教科又は教職に関する科目」（3 又は 2 単位）については、次の表の「教科に関する科目」を含んで修得すること。（一般的包括的内容を含んで修得する必要はない。）

授与を受けようとする免許教科	修得を要する教科に関する科目と単位数
国語	書道（書写を中心とする。） 1 単位以上
社会	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国

※地理歴史の免許状を有する場合	際経済を含む。)、「哲学、倫理学、宗教学」のうち、 <u>2以上の科目についてそれぞれ1単位以上</u>
社会 ※公民の免許状を有する場合	日本史、外国史のうち、 <u>1以上の科目についてそれぞれ1単位以上</u> 及び <u>地理学（地誌含む。）についてそれぞれ1単位以上</u>
理科	物理学実験（コンピュータ活用含む。）、化学実験（コンピュータ活用含む。）、生物学実験（コンピュータ活用含む。）、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、 <u>2以上の科目についてそれぞれ1単位以上</u>
美術	工芸 1単位以上
技術	木材加工（製図及び実習含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、栽培（実習を含む。）」のうち、 <u>2以上の科目についてそれぞれ1単位以上</u>

④「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、最低修得単位数に限らず、全ての事項を含むこと。

4. 高等学校教諭一種免許状を取得する場合

①「各教科の指導法」については、受けようとする免許教科について修得すること。

②中学校教諭普通免許状を基礎免許として、「公民」「地理歴史」「情報」「工業」「家庭」の高等学校教諭二種免許状を取得する場合、「教科又は教職に関する科目」（6又は4単位）については、次の表の「教科に関する科目」を含んで修得すること。（一般的包括的内容を含んで修得する必要はない。）

授与を受けようとする免許教科	修得を要する教科に関する科目と単位数
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学」のうち、 <u>1以上の科目について1単位以上</u>
地理歴史	日本史、外国史、地理学（地誌含む。）のうち、 <u>1以上の科目について1単位以上</u>
情報	情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）、情報と職業のうち、 <u>2以上の科目についてそれぞれ1単位以上</u>
工業	工業の関係科目、職業指導 についてそれぞれ2単位以上
家庭	住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理のうち、 <u>2以上の科目についてそれぞれ1単位以上</u>

③「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、最低修得単位数に限らず、全ての事項を含むこと。

5. 幼稚園二種免許状を取得する場合

①「保育内容の指導法」については、5領域（健康栄養学科、人間関係、環境、言葉、表現）全てにわたって修得する必要はない。